都市計画公聴会　公述内容（要旨）

公述人　【　Ａ　氏　】

	意　見　の　概　要	市　の　考　え　方
1	西港町西部の準工業地域を第二種中高層住居地域以上の閑静な住居地域への用途地域変更選定に漏れている為、追加変更を求める。 かつて西港町の準工業地域には、繊維系の町工場が稼働していましたが、私の知る限り、ほぼ稼働しておらず、一部残っている工場もほぼ製造業でなく、倉庫や駐車場等としての使用に留まっていると考察できる。 故に現下の状況は、閑静な住宅系地域への用途地域変更に値する事。 更に西港町市民にとって、住宅地域として安心、安全、安寧を得る千歳一隅の時期である事。	当該地区については、都市計画マスタープランの将来土地利用方針において住宅・産業複合地区として位置付けています。住宅と産業が共存できる土地利用を図ることとしており、現在準工業地区であることから、今回の用途地域見直しにおいて変更する予定はありません。
2	河原、汐見町市民の意見であるアンケート調査結果が泉大津市役所の為政者によって、恣意的、作為的に捻じ曲げられたと考察でき、民意とほぼ真逆の工業地域に選定するのは、帝国主義、権威主義の一端で大問題。 故に即時廃案の上、最低でも民意に沿うスーパーマーケット、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等も建設可能で賑わいの創出が図れる現状維持(第二種住居地域)、又は、第二種中高層住居地域に選定の変更を求める。	今回の用途地域変更素案については、都市計画マスタープランの将来土地利用方針を基に、現状の土地利用やアンケート調査結果等を総合的に勘案し作成しています。
3	河原、汐見町のアンケート調査の問７は、準工業地域に変更する為の恣意的、作為的な設問で不適切な誘導と考察でき、調査は不公正で無効、準工業地域選定の廃止を求める。 その恣意的、作為的な設問によるアンケート調査は、民意を調査したという実績作りで、結果的に何が何でも工業地域	市の考え方２に同じ

	に設定変更したいという市民不在、利権優先の臭いを感じる。	
4	意見聴取の対象範囲が限定的で、市民の安心、安全、安寧の重大事案の調査としては過少である。 また、上記３で、明示したが恣意的、作為的でなく、公平、公正なアンケート調査をやり直すべき。	今回のアンケート調査は、用途地域の変更候補地域の土地所有者に対し、郵送や直接配布により実施しており、一定の民意を確認できたものと考えております。
5	繊維産業の衰退、人口減少等に伴う経済・社会情勢の変化が顕著である以上、用途地域変更の根拠となる都市計画マスタープランも大きく見直す必要がある。	現行の都市計画マスタープランについては、上位計画である第４次泉大津市総合計画の策定を受け、平成 30 年３月に策定したものですが、その後計画の進行状況を確認し検証を行った上で、令和５年３月に見直しを行っております。 今後も社会情勢の変化等を踏まえ適宜見直しを行ってまいります。
6	財産の保護と補償の明記してください。 今回の用途地域変更によって、将来に亘り、不本意、不条理な自主的転居を強いられることは、憲法の保障する基本的人権の侵害と考察できる。 また、工業地域化によって、住宅地としての資産価値が下落した場合、憲法の保障する財産権の侵害と考察できる。	今回の用途地域変更に対し、財産の保護や補償について明記することはございません。
7	積極的な広報による広範囲への周知を要求する。 泉大津市役所による金芽米の広報は、関係業者と協力して、シンポジウムや工場見学等を開催する力の入る宣伝活動で、いつから金芽米販売業者の広報部になったのかと思うくらい驚いている。 一方で、今回の用途地域変更素案は、市民の大きな反発が想定でき、結果次第では市民と為政者の間に将来にわたって禍根や遺恨が残る可能性がある。 それ故に為政者は、多くの市民にひっそりと知られる事なく用途地域変更を執行したい思いになるのは容易に推察できるが、あまりにも金芽米の広報と比	今回の用途地域変更の広報については、住民説明会のお知らせとして、変更候補地域の土地所有者や住民に対し、郵送や直接配布、自治会における回覧を行いました。また、その他の市民の皆様に対しては、広報紙及び本市ホームページにて変更素案の内容等を掲載して周知を図っており、必要な周知を行ったと考えております。

	較して、雲泥の差があり過ぎる今回のステルス広報は如何なものかと思う。	
8	素案のステルス広報や弾丸説明会だけでは、市民との信頼関係は構築できない。 また、説明会における不明点の質疑や意見を受け流すだけでは、民意を積極的に素案に反映させる意思や真摯さは感じられない。 故に公聴会で意見を述べさせるだけでなく、異なる考えや意見の議論や討論を行う協議会や討論会を行い、合意に基づき、改めるべきは改める事が大切で、市民と為政者の信頼関係による官民共創の実効を成すべきである。 決して説明会や公聴会が行政手続きの実績づくりの為に行うものであってはならない。	市民の意見を反映する場としてアンケートや住民説明会、公聴会を実施しており、今後、本市都市計画審議会の議を経ることとなっています。 民意を反映する手法につきましては今後も適宜検討するようにいたします。
9	青葉町は、近隣周辺の居住地域である汐見町、河原町、西港町に固まれた地域で、現在、青葉町の半分以上が第二種住宅地域です。 近隣周辺の居住地域にとっては、公害問題等の生じる可能性がある臨海工業地域との防波堤で、緩衝地帯の地域です。 先祖からは、代々守ってきた農地の周辺に工場等が建ち、工業排水等で用水路が汚れたり、農業を続けるのが厳しく、農地を手放す一因になったとボヤイテいた事を思い出すが、今度は農地だけでなく居住地も追い出そうとしているのでしょうか。 ひどい迫害差別都市計画である。 故に、その青葉町を現状維持の住宅地域から、工業系地域にするのは、近隣・周辺市民として断固反対である。	市の考え方２に同じ